



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
創業者の功績と役員退職給与

今回ご紹介する判決は、創業者に役員退職給与を支払う場合の最終報酬月額と功績倍率に関する事例です。大分地裁は、創業者の功績について興味深い判断を示しています（平成21年2月26日大分地裁・一部取消し・TAINSコード Z888-1452）

<事案の概要>

運送業等を営む原告法人は、創業者である代表取締役Aの死亡に伴い、死亡保険金を原資として、退職慰労金（最終報酬月額150万円、功績倍率3.5）と功労金の合計2億6100万円及び弔慰金900万円を支給しました。本件は、平成15年3月期における役員報酬及び役員退職給与に、改正前法人税法34条及び36条に規定する不相当に高額な部分があるか否かを争った事案です。

<被告国の主張>

- ① 大分税務署管内の12法人の比準報酬月額は136万7690円である。比較法人は機械的に抽出されており、比準報酬月額の算出は合理的なものであるから、適正役員報酬月額は136万7690円である。
- ② 熊本国税局管内の5法人を比較法人として、その功績倍率の平均値を算出すると2.3である。
原告は、Aの創業者としての功績を強調するが、これは、一般に勤続年数の長短及び最終報酬月額に反映されている。

<裁判所の判断>

大分地裁民事1部の金光健二裁判長は、次のように判示して、役員報酬については原告の主張を認め、役員退職給与については更正処分の一部を取り消しました。

- ① 被告が主張する比準報酬月額の算出自体には合理性が認められる。しかしながら、被告も認めるように退職役員最終報酬月額は創業者としての功績等、当該役員法人に対するそれまでの功績がもっとも表れていると考えられるところ、本件で適正役員報酬月額が問題となっているのはAの最終報酬月額であり、単純にある時期の法人の業績のみを参考にして算出される平均的な役員報酬の水準を上回ることは十分考えられる。
- ② 創業者として好業績の法人である原告を維持発展させたAの功績は極めて大きいものといえるところ、このような事情は、創業者であること等を比較法人の抽出条件とはしない平均功績倍率の算出過程では考慮されるものではないが、役員退職給与額に相当の影響を及ぼし得る事情と考えられる。
- ③ 功労金も、Aの退職により支給された給与であるから、退職給与に該当するところ、Aに支給された役員退職給与のうち、比較法人の平均功績倍率及びAの創業者としての功績等固有の事情を踏まえて、功績倍率3.5で算出される範囲内の役員退職給与であれば相当であると認められるものの、これを超えた部分については名目の如何にかかわらず、過大な役員退職給与として損金算入を認めることはできないのであって、退職慰労金とは別に支給しても合理的であるとの原告の主張は採用できない。
- ④ Aの役員退職給与のうち相当と認められる金額は、適正役員報酬月額150万円に勤続年数37年及び功績倍率3.5を乗じた1億9425万円であり、これを超える6675万円は不相当に高額な部分に当たる。
- ⑤ 弔慰金900万円は、Aの報酬月額150万円の6か月分であり、相当な額と認められる。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 茜子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判14頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第202号(平成22年5月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628